

栃木市立栃木南中学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識のもと、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という事実を踏まえ、いじめのない学校づくりに向けて、以下の基本方針に基づき、学校組織をあげていじめ防止、対策に取り組みます。

1 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう学業指導の充実を図ります。
- (2) 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

2 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい状況で行われているということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒のささいな変化を見逃さないよう努めます。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員で抱え込むことなく、組織的な対応を図ります。
- (4) 日ごろからの生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日ごろからの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

3 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- (2) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- (4) いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

4 いじめに対する組織的対応について

- (1) いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、校務分掌に位置づけ、さまざまな教育活動を通して未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向けて組織的に対応します。
- (2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修、生徒指導部会を年間計画に位置づけて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応策を講じて対応します。

5 重大事態への対応について

学校は、いじめ防止対策推進法28条により、当該事案が重大事案と判断した場合には、教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求めます。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	実 施 内 容
4	第1回いじめ防止対策推進委員会 教育相談、スクールカウンセラー活用事業に関する通知等の配布
5	家庭訪問時、保護者に人権啓発リーフレットを配布
6	学校生活アンケートの実施 教育相談 人権強調週間 ハイパーQUテスト実施
7	第2回いじめ防止対策推進委員会 職員研修（ハイパーQUテストの分析）
9	体育祭集団活動
10	南斗祭集団活動
11	人権強調週間
12	学校生活アンケートの実施
1	教育相談（3年生）
2	学校生活アンケートの実施 教育相談（1，2年生）
3	

7 いじめの相談・通報窓口

いじめの相談・通報は、教頭が窓口となって対応します。

TEL 0282-22-0675